

不育治療費助成事業申請(請求) 書

申請先 熊取町長

関係書類を添えて、下記のとおり不育症治療費の助成を申請（請求）します。

不育治療費助成事業実施要綱第 2 条に規定する対象者の要件に該当するかを判断するため、住民基本台帳等を照会すること及び本申請書記載事項についての状況確認が必要な場合や、助成の適否を判断するために必要な場合は、他の自治体へ照会することについて同意します。

申請者	ふりがな					生年 月日	年 月 日生（満 歳）				
	氏 名	(署名又は記名押印)									
	住 所	〒 -				電話番号	()				
配偶者	ふりがな					生年 月日	年 月 日生（満 歳）				
	氏 名	(署名又は記名押印)									
	住 所	〒 -				電話番号	()				
医療保険種別		本人	保険者名称				配偶者	保険者名称			
申請金額		①不育治療に要した費用					熊取町の助成金申請額 (①－②) 20万円を限度とします				
		円									
		②大阪府の不育検査費用助成事業の助成金額					円				
		円									
大阪府の助成金について		府承認通知日 年 月 日					府登録番号 号				
熊取町での不育治療助成実績		年度 () 回		年度 () 回		年度 () 回		年度 () 回		通算 () 回	
振込先口座 (申請者名義)	金融機関名	銀行 信組 信金 農協				支店 出張所名	本店 支店 出張所				
	預金種別	普通 当座		ふりがな							
	口座番号								(左詰記入)		

町記入欄

住民登録の有無	申請者 有 ・ 無 / 配偶者 有 ・ 無	法律上の婚姻関係の有無	有 ・ 無
妻の年齢要件	該当 ・ 非該当	所得要件	該当 ・ 非該当
助成対象治療費	円	助成金額	円

(裏 面 有 り)

不育治療費助成事業申請(請求)書（裏面）

関係書類を添えて、下記のとおり不育治療費の助成を申請します。

- ・本申請書（別紙）の記載事項に相違ありません。

夫氏名

妻氏名

注）太枠の中をご記入ください。

婚姻種別		法律婚 ・ 事実婚	※左記のいずれかに○を付けること。	
		(ふりがな) 氏 名	生年月日	出生等の別
不妊・不育治療費助成を受けた後に 出産した子等の氏名等	第一子 氏 名	()	昭和 平成 令和 年 月 日生	出生 □不妊・不育治療によるもの □自然妊娠によるもの (同居 ・ 別居) 死産
	第二子 氏 名	()	昭和 平成 令和 年 月 日生	出生 □不妊・不育治療によるもの □自然妊娠によるもの (同居 ・ 別居) 死産
	第三子 氏 名	()	昭和 平成 令和 年 月 日生	出生 □不妊・不育治療によるもの □自然妊娠によるもの (同居 ・ 別居) 死産
	1. 上記には不妊・不育治療を受けた後に出生した子及び妊娠12週以降に死産に至った子について記載すること。(死産の場合、子の氏名は記載省略可) 2. 「出生等の別」欄には「出生・死産」の別に○を付け、「出生」の場合は「(不妊・不育治療によるもの)」「自然妊娠によるもの」のいずれかに☑を付け、「同居・別居」の別に○を付けること。			

(添付書類) 事実婚の場合 ①重婚でないことを確認できる書類 ②世帯の状況が確認できる書類 ③事実婚関係に関する申立書、助成回数のリセットを希望する場合 ④出生児の生年月日等が確認できる書類 ⑤死産児の死産の事実が確認できる書類 ⑥その他町長が必要と認める書類

申請書記載にあたっての留意事項

「熊取町不妊・不育治療費助成事業申請案内」をご覧ください。

- 婚姻種別について
 - ・この申請による助成については、法律上の婚姻関係を要件とはしませんが、婚姻種別により提出書類等が異なるため、その種別について記載して頂きます。
 - ・事実婚の場合の「①重婚でないことを確認できる書類」とは「両人の戸籍謄本」等となります。
 - ・「②世帯の状況が確認できる書類」とは「両人の住民票（世帯全員）」等となりますが、「別世帯である場合」は、「③事実婚関係に関する申立書」にその理由の記載が必要となります。
 - ・「③事実婚関係に関する申立書」に出生した子について「認知」を行う意向があることの記載が必要です。
- 不妊・不育治療費助成を受けた後に出産した子等について
 - ・不妊・不育治療費助成を受けた後に出産した場合、その後に子を得るための治療を行った際に、妻の年齢による助成回数の上限がリセットされますが、出生又は死産（妊娠12週以降に死産した児に限る）により提出書類等が異なるため、その別を記載して頂きます。
 - ・出生の場合の「④出生児の生年月日等が確認できる書類」とは、「同居」の場合は出生児の「住民票」となり、「別居」の場合は「戸籍謄本」等となります。
 - ・死産の場合の「⑤死産児の死産の事実が確認できる書類」とは、「死産届の写し」等となります。
- 添付書類は原則、一緒に提出してください。
- ・過去の申請書（裏面）に添付した住民票・戸籍等で「事実婚」や「不妊・不育治療費助成を受けた後に出産した子等の氏名等」の内容が確認できる場合は、その添付書類の省略が可能です。
- 申請書（裏面）に虚偽の記載があった場合、助成金の返還を求められます。
- 申請窓口は、すくすくステーション（熊取町子育て支援課母子保健グループ）です。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

本申請（別紙）で取得した個人情報については、助成に関する事項以外には使用しません。